

公表基準等の解説

「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」等の改正について

専門研究員

たかはし よしひこ
高橋 由彦

専門研究員

きた まさや
紀太 昌也

I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び同適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「四半期会計基準」及び「四半期適用指針」、又は両者を併せて「四半期会計基準等」という。）の見直しについて検討を行い、平成23年3月25日に、改正後の四半期会計基準及び四半期適用指針（以下「改正四半期会計基準」及び「改正四半期適用指針」、又は両者を併せて「改正四半期会計基準等」という。）を公表した。

以下では、改正四半期会計基準等の概要について解説する。なお、文中の意見にあたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

II. 改正の経緯

我が国の四半期報告制度は、平成17年6月に公表された金融審議会金融分科会第1部会ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告書「今後の開示制度のあり方について」の提言を踏まえた金融商品取引法の規定に基づき平成20年4月以後開始する年度から導入されたが、その後、日本経済団体連合会や関西経済連合会などの財務諸表作成者から、半期報告制度を採

用している欧州等と比較して開示負担が過重であるため大幅な簡素化を要望する意見が寄せられた。また、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」においては2010年度中の施策として「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれ、これを受けて、同年8月、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）内に設置された基準諮問会議よりASBJに対して、四半期会計基準等の見直しの提言が行われた（（表1）参照）。ASBJでは、四半期報告制度導入から2年経過したことによる適用状況のレビューという視点も加味し、同年9月より見直しに着手した。

見直しにあたっては、上場会社の連結財務諸表に国際財務報告基準（IFRS）が導入されている欧州の最近の状況を確認するとともに、委員会審議での財務諸表作成者、財務諸表利用者、会計監査人及び学識経験者からなる参考人の召致、東証上場会社15社（うち東京地区10社、大阪地区5社）や監査法人4社への個別ヒアリング、アナリストを対象にアンケート調査を実施した公益社団法人日本証券アナリスト協会に調査結果を伺うなど、幅広い市場関係者から意見聴取しながら検討を進めた^{1,2}。そして、平成22年12月22日に四半期会計基準等を改正する公開草案（以下「公開草案」という。）を公表し、公開草案に対して寄せられたコメント³も踏まえてさらに審議を重ね、平成23年3月25日に改正四半期会計基準等の公表に至った。

今回の改正は、上記のような経緯に基づく見

(表 1) 基準諮問会議提言書 (抜粋) (平成 22 年 8 月 26 日)

1. 四半期財務諸表に関する会計基準の改正について
(1) 提言の背景 平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から四半期報告制度が導入されており、四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表 (以下、「四半期財務諸表」という) に適用される会計処理及び開示については、「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」に規定されている。 昨今、欧州をはじめとする諸外国と比較して開示書類の作成負担が過重なため、四半期報告書の大幅簡素化を求める指摘が作成者等からあり、また、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」においても、我が国企業・産業の成長を支える金融等の観点から、「四半期報告の大幅な簡素化」が盛り込まれ、2010 年度中に所要の改革を行うこととされている。
(2) 提言内容 上記 1. (1) 提言の背景を踏まえ、特に第 1 四半期及び第 3 四半期については大幅な簡素化が必要であるとの意見を考慮し、「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を見直すことが適当であると考えられる。
2. (略)

直しであり、IFRS (国際会計基準 (IAS) 第 34 号 (以下「IAS 第 34 号」という。)) とのコンバージェンスを図ることを意図した取組みではない。

(1) 四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書 (又は四半期損益及び包括利益計算書) (以下「四半期損益計算書等」という。) の開示対象期間 (当年度の四半期の開示)

- ア. 期首からの累計期間の情報のみの開示を基本とする (改正四半期会計基準第 7 項(2))。
- イ. アにかかわらず、期首からの累計期間に併せて、四半期会計期間 (3 か月) の情報も開

Ⅲ. 改正の概要

1. 改正のポイント

- 1 EU では、2005 年、「上場証券の発行者についての情報の透明性に関する指令 (透明性指令)」に基づき、EU 域内の証券取引所等に株式を上場している発行者に、半期報告書 (Half-yearly financial reports) と中間経営概況 (Interim management statements) の公表を義務付けた。そして、2010 年 5 月に再検証を行い、大規模企業は投資家の要望があれば四半期開示がなされると考えられるとし、従来の取扱いを継続することとした。したがって、四半期報告については、国別及び証券取引所レベルでの対応となっている。例えば、英国では証券取引所レベルも含めて四半期報告は求められていない。フランスでは通貨金融庁の規則により、欧州域外の国の法律で四半期報告が課されている場合に限定されている。ドイツでは、法定開示は半期報告書であるが、取引所規則で prime standard に上場している企業には四半期報告が義務付けられている。
- 2 ASBJ が個別にヒアリングを行った東証上場会社 15 社の業種別内訳は、製造 6 社、電力・ガス 2 社、金融・サービス 3 社、建設 1 社、鉄道 1 社、商業 1 社、流通 1 社である。また、日本証券アナリスト協会は、9 月下旬に実施したアンケート調査に基づき、平成 22 年 10 月 29 日に意見書「四半期開示の簡素化について」を公表している。
- 3 約 1 か月間のコメント募集期間を経て合計 13 の団体及び個人よりコメントが寄せられた。
- 4 IAS 第 34 号は、持分変動計算書も基本財務諸表の 1 つとしているが、日本基準は「株主資本の著しい変動」の場合に注記を求めている。また、注記情報としては、関連当事者間取引、有形固定資産項目の取得及び処分、有形固定資産の購入に関するコミットメント、訴訟の解決などが IAS 第 34 号で例示されている。そのほか、会計方針については、IAS 第 34 号と日本基準は年度と同じ会計方針の適用を求めているが、日本基準は「四半期特有の会計処理」(原価差異の繰延処理、繰延税金資産・繰延税金負債を含む税金費用の計算) も認めている。

示することができるが、この場合には、第1四半期より開示を行うこととする（同第7-2項及び第7-3項）。

（比較情報の取扱い）

ウ．前年度における対応する四半期において開示を行わず、当年度の四半期より開示を行う場合、前年度における対応する期間に係る開示は要しないこととする（同第7-4項）。

（2）四半期キャッシュ・フロー計算書の取扱い（当年度の四半期の開示）

ア．第1四半期及び第3四半期において開示の省略を行うことができるが、この場合には第1四半期より行うものとする（改正四半期会計基準第5-2項及び第6-2項）。

イ．アに従って開示の省略を行う場合、代替情報として、期首からの累計期間に係る有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）を注記することとする（同第19項（20-2）及び第25項（19-2））。また、現金及び現金同等物の注記は要しない（同第19項(20)及び同第25項（19））。

（比較情報の取扱い）

ウ．前年度における対応する四半期において開示を行わず、当年度の四半期より開示を行う場合、前年度における対応する期間に係る開示は要しないこととする（同第7-4項）。

（3）注記事項の見直し

ア．四半期会計基準から削除した注記項目

- 表示方法の変更（改正四半期会計基準第19項(5)及び第25項(4)）
- 簡便的な会計処理（同第19項(6)及び第25項(5)）
- 1株当たり純資産額（同第19項(9)及び第25項(7)）
- 発行済株式総数等（同第19項(10)及び第25項

(8)）

- ストック・オプション関係（同第19項(11)及び第25項(9)）

イ．簡素化した注記項目及びその内容

- 「重要な企業結合に関する事項」より、当該企業結合が当年度の期首に完了したと仮定したときの影響額の概算等の記載を削除（改正四半期会計基準第19項(17)①及び第25項(16)①）
- 「企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」の見直し（改正四半期適用指針第80項）（表2参照）

以下では、上記で改正のポイントとして掲げた事項についての結論の背景を、公開草案の公表後に寄せられたコメント等を踏まえ追加で検討が行われた主な論点（任意開示及び開示省略を行う場合の継続性及び比較情報の取扱い）を中心に解説する。

なお、改正四半期会計基準等に基づく四半期財務諸表の範囲と注記事項の全体のイメージについては、本稿の末尾に掲げた（表3）を参考にさせていただきたい。

2．四半期損益計算書等の開示対象期間

改正前の四半期会計基準では、期首からの累計期間及び四半期会計期間（3か月）を共に開示することとされていた。今般、市場関係者からの意見聴取等を踏まえ、財務諸表作成者の負担も勘案し、財務諸表利用者側で加算若しくは減算により推計を行うことができるのであれば両方の期間を共に開示することは要しないと考えられるため、開示はいずれか一方の期間のみについて行うこととするものの可否を検討した結果、四半期損益計算書等は期首からの累計期間の情報のみの開示を基本とすることとした。これは、四半期会計期間（3か月）の情報は、当四半期と直前四半期の期首からの累計期間の情報に基づいて、財務諸表利用者により売上高

(表2)「企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」の見直し

項目	内容
例示項目の削除	日本公認会計士協会 監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」で記載されている事項を削除
	企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用したことによる四半期財務諸表への影響額に重要性がある事項を削除
	「担保に供されている資産」に関する事項を削除
例示項目の簡素化	資産の控除科目として表示されていない科目の注記は貸倒引当金のみとすること
	子会社の決算日の変更の記載については当該変更により四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に行うこと
金融商品の時価情報、有価証券及びデリバティブ取引に関する注記	金融機関等(*)以外の企業集団又は企業は第1四半期及び第3四半期において、開示の省略を行うことができることとする(ただし当該注記の開示を省略する場合は第1四半期より行うこと)

(注) *: 総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業

及び四半期純利益金額の推計が可能なこと、また、期首からの累計期間の情報は年間の業績見通しの進捗度を示す情報として有用であること、さらに、四半期損益計算書等と同じフロー情報である四半期キャッシュ・フロー計算書が期首からの累計期間の情報の開示であることと整合的であることなどによるものである。一方、期首からの累計期間の情報に併せて、四半期会計期間(3か月)の情報も財務諸表作成者の任意により開示することができることとしたが、これは、収益動向の変化点の把握に資するという点で有用な四半期会計期間(3か月)の情報の開示を引き続き望む財務諸表利用者及びIR活動を円滑に進める上で自発的な開示を望む財務諸表作成者のニーズにも対応したものである。

公開草案に対して、四半期損益計算書等における四半期会計期間(3か月)の情報の任意開示は、それを行うか否かが財務諸表作成者の判断によることとなる点について、みだりに判断を変更することのないよう、開示の継続性を求めるべきであるという意見が寄せられた。また、前年度における対応する四半期において開示を行わず、当年度の四半期より開示を行う場

合に、当年度の四半期財務諸表において比較情報の開示を求めるか否かについて、明確化を求める意見も寄せられた。検討の結果、継続性については、年度内における首尾一貫性を確保する観点から、任意開示は第1四半期より行うこととした(改正四半期会計基準第37-2項)。また、四半期会計期間(3か月)の情報の任意開示を行う場合、関連する注記(「セグメント情報」、「1株当たり四半期純損益」及び「著しい季節変動」)の開示は、財務諸表利用者の開示ニーズを踏まえて任意で行うことが考えられるが、これについても年度内における首尾一貫性を確保する観点から、各年度において第1四半期より行うべきものと考えられる(同第58-3項、第59-2項及び第61-2項)。

なお、年度間の継続性については、改正四半期会計基準において特段の規定を設けることはしていないが、財務諸表作成者は自社のディスクロージャー・ポリシーに基づいて対応することが考えられる。

また、比較情報については、前年度における対応する期間の開示を要しないこととした。なお、比較情報としての有用性を勘案し、財務諸

表利用者の開示ニーズも踏まえ、公認会計士又は監査法人によるレビュー手続を経た上で、財務諸表作成者が任意に開示することを妨げるものではないと考えられる（同第37-3項）。

3. 四半期キャッシュ・フロー計算書の取扱い

改正前の四半期会計基準ではすべての四半期で開示することが求められていたが、財務諸表作成者からは、開示の迅速性の確保との関係で作成に係る実務負担が大きいため、第1四半期及び第3四半期における開示義務の免除を要望する意見が寄せられた。一方、財務諸表利用者からは、基本となる財務諸表としてすべての四半期で開示を継続すべきであるが、万一、第1四半期及び第3四半期において開示の省略が行われる場合は、代替情報の開示により、財務諸表利用者が自らキャッシュ・フロー情報を算定することができる手段を確保する必要があるという意見が多数寄せられた。今般、見直しの検討を行った結果、第1四半期及び第3四半期において開示の省略を行うことを可能とし、その場合、財務諸表利用者がキャッシュ・フローの状況を把握するのに資する情報として、重要な非資金項目のうち貸借対照表及び損益計算書より推計することが困難な有形固定資産及びのれんを除く無形固定資産の減価償却費及びのれんの償却額（負ののれんの償却額を含む。）について、注記による開示を求めることとした。なお、当該負ののれんの償却額は、平成20年に改正された企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」の適用前に実施された企業結合に係る負ののれんの償却額であることに留意されたい。

公開草案に対して、四半期キャッシュ・フロー計算書の開示の省略についても、四半期損益計算書等における四半期会計期間（3か月）の情報の任意開示と同様に、継続性を求めるべきであるという意見が寄せられた。また、前年度

における対応する四半期において開示を行わず、当年度の四半期より開示を行う場合の比較情報の取扱いについても、同様に、明確化を求める意見が寄せられた。検討の結果、継続性については、年度内における首尾一貫性を確保する観点から、開示の省略は第1四半期より行うこととした。ただし、第3四半期において大規模な企業結合などにより開示を行うことが実務上困難となり、年度内における首尾一貫性を維持できないことも想定されるが、その場合には、その旨及びその理由を記載することが考えられる（改正四半期会計基準第36-2項）。

年度間の継続性及び比較情報の取扱いについては、四半期損益計算書等における四半期会計期間（3か月）の情報の任意開示の場合と同様である。

4. 注記事項の見直し

(1) 見直しにあたっての基本方針

注記事項の見直しの検討を行うにあたっては、次に掲げる注記事項に関する従来の基本的な考え方を踏襲することを最初に確認した。

- 四半期財務諸表の利用者は直近の事業年度の有価証券報告書を入手することが可能であるため、四半期財務諸表の注記は前年度末以後に発生した重要な事象や変化の説明に重点をおくこと
- 我が国の四半期報告制度で求められている45日以内での開示という迅速性に配慮すること

これらを踏まえて、IAS第34号における注記事項も参考にしつつ、次の考え方を追加することにより今般の見直しにあたっての基本方針とした。

- 財務諸表利用者が適切な投資の意思決定を行うことができるよう、開示ニーズの高い項目は引き続き注記の対象とする一方、財務諸表作成者の作成負担を勘案し、開示ニーズの低

い項目はコスト・ベネフィットの観点から簡素化の対象とすること

(2) 個々の注記事項の見直し

(1)の方針に従って見直しの検討を行った結果、「表示方法の変更」については企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「遡及基準」という。)の適用後は過去の財務諸表が新たな表示方法に従って組み替えられること、「簡便的な会計処理」については財務諸表利用者の判断を誤らせないものに限り認められていること、「発行済株式総数」等については四半期報告書の四半期財務諸表以外の開示項目において入手可能なこと、「ストック・オプション」関係については財務諸表利用者の開示ニーズが必ずしも高くないことによりそれぞれ注記項目から削除することとし、IAS第34号では開示を求めている「1株当たり純資産額」についても開示を求めないこととした(改正四半期会計基準第55-2項)。

また、「重要な企業結合に関する事項」について、当該企業結合が当年度の期首に完了したと仮定したときの影響額の概算等の開示を求めないこととした(同第63-2項)ほか、「企業集団又は企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項」(以下「重要なその他の事項」という。)の例示を見直すことによる注記事項の簡素化を行った。

特に、「重要なその他の事項」については、重要性に乏しく開示しない場合であっても、重要性の判定に係る数値による検証及びレビュー対応を伴うことにより実務負担は開示する場合と実質的に変わらないため、財務諸表作成者よ

り大幅な簡素化を要望する意見が多数寄せられていたが、検討の結果、財務諸表利用者の開示ニーズも勘案し、日本公認会計士協会 監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」(以下「監査委員会報告第77号」という。)で記載されている事項を準用しないこととした。なお、財務諸表の利用者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項の記載にあたっては、監査委員会報告第77号の例示等を参考に、個々の企業集団又は企業の実態に即して判断することが適切と考えられる(改正四半期適用指針第114項)。そのほか、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」を適用したことによる四半期財務諸表への影響額に重要性がある事項⁵及び「担保に供されている資産」に関する事項の例示を削除することとした。

さらに、「重要なその他の事項」について例示の簡素化を行い、資産の控除科目として表示されていない科目の注記は貸倒引当金のみとすること、子会社の決算日の変更の記載については当該変更により四半期損益に重要な影響を及ぼす場合に行うこと及び金融機関等以外の企業集団又は企業は第1四半期及び第3四半期において金融商品の時価情報、有価証券及びデリバティブ取引に関する注記の開示の省略を行うことができることとした。なお、金融機関等とは、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業のことであるが、具体的には銀行、保険会社、証券会社及びノンバンク等が想定される(同第113項)。

公開草案の公表後、寄せられたコメント等を

5 改正前の四半期適用指針第80項(1)では次の3つの事項が列挙されていた。

- ① サービスを取得した場合には、当四半期会計期間において計上した費用の額とその科目名
- ② 財貨を取得した場合には、その取引による当初の資産計上額(又は費用計上額)と科目名称
- ③ 権利不行使による失効が生じた場合には、利益として計上した額

踏まえ追加の検討を行った結果、金融商品の時価情報は、重要性が乏しい場合の開示の省略の可否について、前年度末における時価と貸借対照表計上額との差額と当該四半期会計期間末における時価と四半期貸借対照表計上額との差額の双方の重要性も加味して開示の判断を行うことが考えられるとしたほか（同第 112 項）、第 1 四半期及び第 3 四半期における金融商品の時価情報、有価証券及びデリバティブ取引注記の開示の省略については、年度内における首尾一貫性を求めることとした（同第 80 項(3)）。

5. その他

平成 22 年の改正前の四半期会計基準では、「前年度の連結財務諸表の作成にあたり自発的に重要な会計処理の原則及び手続について変更を行っており、かつ、前年度の四半期連結財務諸表と当年度の四半期連結財務諸表の作成にあたっての重要な会計処理の原則及び手続との間に相違が見られる場合には、その旨及び前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間への影響額。なお、影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由」（第 19 項(4)）を注記することとされていた⁶。

平成 22 年の改正では遡及基準の適用に伴う所要の改正が行われ、当該影響額の注記については、会計方針の変更を行う場合は過去の財務諸表の遡及処理が求められることを踏まえ、四半期会計基準より規定が削除された。

しかしながら、遡及基準は平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用さ

れることから、遡及基準の適用初年度においては、比較可能性の確保の観点から当該影響額の注記に係る規定を存続させる必要があると考えられるため、今般の改正では、平成 22 年の改正の適用時期に係る経過措置⁷を設けることとした（改正四半期会計基準第 28-10 項）。

IV. 関連する会計基準等の改正

四半期会計基準及び四半期適用指針の改正に伴い、関連する会計基準等において、四半期財務諸表における注記に係る規定について見直しを行った。具体的には、企業会計基準第 20 号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」、同適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」、同適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」及び同適用指針第 21 号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」から当該規定を削除したほか、同適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」は当該規定を改正四半期適用指針に移管することとし、同適用指針第 4 号「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」は四半期損益計算書等の開示対象期間を見直したこと及び 1 株当たり純資産の開示を求めないこととしたことに伴う所要の改正を行った。

V. 適用時期

改正四半期会計基準等及び改正後の関連する

6 個別財務諸表については第 25 項(3)にて同様の事項が規定されていた。

7 改正四半期会計基準第 28-10 項にて「平成 22 年改正会計基準の適用初年度においては、第 19 項（3-2）及び第 25 項（2-2）の注記事項に代えて、平成 22 年改正前の第 19 項(4)及び第 25 項(3)の注記事項を記載する。」とした。なお、四半期損益計算書等において四半期会計期間（3 か月）の情報の開示を行わない場合は、期首からの累計期間への影響額のみを記載する。

会計基準等は、政府の「新成長戦略」において平成 22 年度中に実施する事項とされたという点も踏まえ、平成 23 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第 1 四半期会計期間から適用することとした（改正四半期会計基準第 28-11 項他）。

VI. 四半期連結財務諸表規則等の改正

四半期会計基準等及び関連する会計基準等の改正に合わせて、平成 23 年 3 月 31 日付で、内閣府令第 10 号「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布、施行されている。四半期報告書等の開示書類の作成にあたっては、「四半期連結財務諸表規則」や「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の関連する開示規則等についても改正内容を確認いただきたい。

VII. おわりに

今般の見直しの検討を行うにあたっては、45 日以内の迅速な開示を求める我が国の四半期報告制度の制約のもとで、財務諸表作成者の負担と財務諸表利用者の開示ニーズを総合的に勘案し、両者をどのようにして均衡させるかという観点から対応した。見直し後は、任意による開示又は開示の省略は個々の企業の判断によることとなるが、その一方で、財務諸表利用者にとり真に有用と考えられる情報の積極的な開示により、事業内容や業種業態を踏まえた適切な情報開示が行われることが期待される。

(表 3) 改正四半期会計基準等に基づく四半期財務諸表の範囲と注記事項

	第 1 四半期及び第 3 四半期	第 2 四半期
開示が必要な四半期財務諸表の範囲及び注記	<ul style="list-style-type: none"> ● 四半期貸借対照表及び前年度末の要約貸借対照表 ● 四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）【累計情報】（注） ● セグメント情報【累計情報】 ● 1株当たり利益と算定上の基礎【累計情報】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 四半期キャッシュ・フロー計算書 ● 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表の科目の金額との関係
任意開示	<ul style="list-style-type: none"> ● 四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）【3か月情報】（注） ● 四半期損益計算書等【3か月情報】を開示する場合の注記 	<ul style="list-style-type: none"> ● 四半期損益計算書及び四半期包括利益計算書（又は四半期損益及び包括利益計算書）【3か月情報】（注） ● 四半期損益計算書等【3か月情報】を開示する場合の注記 ● セグメント情報【3か月情報】、1株当たり利益と算定上の基礎【3か月情報】、営業収益及び営業費用に著しい季節変動がある場合に関する事項【3か月情報】
該当する事象等が生じた場合に開示が必要となる注記	<ul style="list-style-type: none"> ● 連結の範囲等に重要な変更を行った場合に関する事項 ● 重要な会計方針の変更を行った場合に関する事項 ● 会計上の見積りに重要な変更を行った場合に関する事項 ● 四半期特有の会計処理を採用した場合に関する事項 ● 配当に関する事項 ● 株主資本に著しい変動があった場合に関する事項 ● 継続事業の前提に重要な不確実性が認められる場合に関する事項 ● 営業収益及び営業費用に著しい季節変動がある場合に関する事項 ● 重要な偶発債務に関する事項 ● 重要な企業結合に関する事項 ● 重要な事業分割に関する事項 ● 後発事象に関する事項 ● 過去の誤謬の修正再表示を行った場合に関する事項 ● 企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に判断するために重要なその他の事項（有価証券、デリバティブ取引及び金融商品の時価情報を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券、デリバティブ取引及び金融商品の時価情報

(注) 四半期包括利益計算書は四半期連結財務諸表を開示する場合に限る。